

第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法

規

〔1〕 無線局の免許を与えられないことがある者はどれか。次のうちから選べ。

1. 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
2. 電波の発射の停止の命令を受け、その停止命令解除の日から6箇月を経過しない者
3. 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
4. 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止期間終了の日から6箇月を経過しない者

〔2〕 無線局の免許人があらかじめ総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の許可を受けなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

1. 無線設備の設置場所を変更しようとするとき。
2. 無線局の運用を開始しようとするとき。
3. 無線局の運用を休止しようとするとき。
4. 無線局を廃止しようとするとき。

〔3〕 次の記述は、送信設備に使用する電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。」

1. 空中線電力の偏差
2. 変調度
3. 高調波の強度
4. 信号対雑音比

〔4〕 次の記述は、無線従事者の免許証について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を していなければならない。」

1. 通信室に掲示
2. 無線室に保管
3. 免許人に預託
4. 携帯

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、1,215MHz以上の周波数の電波を使用する陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができるのは、空中線電力何ワット以下のものか。次のうちから選べ。

1. 250ワット
2. 100ワット
3. 25ワット
4. 10ワット

〔6〕 無線従事者が免許証を失って再交付を受けた後、失った免許証を発見したときはどうしなければならないか。次のうちから選べ。

1. 発見した日から10日以内に発見した免許証を返納する。
2. 発見した日から10日以内に再交付を受けた免許証を返納する。
3. 発見した日から10日以内にその旨を届け出る。
4. 発見した免許証を速やかに廃棄する。

第三級陸上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 基地局の免許状は、掲示を困難とする場合を除き、どの箇所に掲げておかなければならないか。次のうちから選べ。

1. 無線局のある事務所の見やすい箇所
2. 受信装置のある場所の見やすい箇所
3. 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所
4. 通信室内の見やすい箇所

〔10〕 無線従事者が電波法に違反したときに総務大臣から受けることがある処分はどれか。次のうちから選べ。

1. 無線設備の操作範囲を制限される。
2. 1年間無線局の運用の停止を命じられる。
3. 6箇月間業務に従事することを停止される。
4. 3箇月以内の期間を定めて業務に従事することを停止される。

〔8〕 無線局の臨時検査（電波法第73条第4項の検査）において検査されることがあるものはどれか。次のうちから選べ。

1. 無線従事者の知識及び技能
2. 無線従事者の資格及び員数
3. 無線従事者の勤務状況
4. 無線従事者の業務経歴

〔11〕 無線局の免許人又は登録人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

1. 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
2. 10日以内にその旨を総務大臣に報告する。
3. 速やかに総務大臣の承認を受ける。
4. 適当な時期に総務大臣に連絡する。

〔9〕 無線局の免許人又は登録人が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣が行うことがある処分はどれか。次のうちから選べ。

1. 再免許を拒否する。
2. 期間を定めて使用する電波の型式を制限する。
3. 期間を定めて空中線電力を制限する。
4. 期間を定めて通信の相手方又は通信事項を制限する。

〔12〕 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

1. 直ちにその旨を総務大臣に届け出る。
2. 遅滞なくその旨を総務大臣に報告する。
3. 総務大臣に再免許を申請する。
4. 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受ける。